

防整施第18646号
30.11.30
防整施第604号
令和3年1月20日
一部改正 防整施第12719号
令和4年6月30日

大臣官房会計課長
人事教育局厚生課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長 殿
情報本部総務部総務課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の実施に関する細部事項
について（通知）

標記について、防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）について（防整施（事）第93号。令和4年3月30日）別添第9項の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和4年6月30日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：施設整備官、施設技術管理官

防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の実施に関する細部事項について

第1 目的

本細部事項は、防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）について（防整施（事）第93号。令和4年3月30日）（以下「通達」という。）の別添第9項の規定に基づき、通達及び防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の解説について（防整施第12714号。令和4年6月30日）（以下「解説」という。）に定めるもののほか、その他必要な細部の事項について定め、その業務の円滑かつ効率的な実施を図り、施設の保全に資することを目的とする。

第2 必要施策に係る取組について

通達の別添第7項における必要施策に係る取組の促進は、次のとおり行うものとする。

1 個別施設計画の策定・更新についての協力

施設保全責任者は、個別施設計画を策定又は更新する場合には、次に掲げる事項について、必要に応じて、その施設を管轄する地方防衛局の調達部事業監理課長（以下「事業監理課長」という。）と協議の上、技術的な助言を求めることができる。

ア 中長期的な保全の実施内容に関する事項

イ 保全の概算金額に関する事項

ウ その他保全に関する事項

2 情報基盤の整備と活用

施設の維持管理・更新等に必要なデータベースは、防衛施設建設情報管理システム（DFIS）（建設CALSの利用及び管理等に関する要領について（通知）（防整施第184号。令和3年1月8日）別紙の第1の3（9）に規定）を活用することとする。施設保全責任者は、防衛施設建設情報管理システム（DFIS）に個別施設計画の内容を令和3年度中に登録するよう努める。

3 個別施設計画の報告及び確認

施設保全責任者は、年度末における国有財産の現況を踏まえ、防衛施設建設情報管理システム（D F I S）において、個別施設計画を策定又は更新し、個別施設計画策定・更新報告書（別記様式）を翌年度 6 月末までに事業監理課長へ提出するものとする。なお、防衛施設建設情報管理システム（D F I S）への登録が完了していない施設は、策定又は更新した個別施設計画についても、事業監理課長へ提出するものとする。

事業監理課長は、個別施設計画の内容及び策定・更新状況を確認し、必要に応じて、施設保全責任者と協議の上、前号に掲げる事項について、技術的な助言を行うものとする。

事業監理課長は、施設保全責任者から提出を受けた個別施設計画策定・更新報告書を取りまとめ、8 月末までに整備計画局施設整備官（以下「施設整備官」という。）へ提出するものとする。

4 個別施設計画の情報集約等

施設整備官は、事業監理課長から提出された個別施設計画の情報を集約し、省全体における中長期的な維持管理・更新のコスト等を把握の上、問題点を抽出するものとする。

施設整備官は、各自衛隊施設における中長期的な維持管理・更新のコスト等に関する情報について、施設計画課及び当該施設を所管する大臣官房、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び防衛装備庁へ提供するものとする。

[illegible]